

広島県告示第百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		令和元年広島県告示第八百十九号				
所在地		広島県広島市安芸区阿戸町地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	川筋（五八〇一）	信山地（三四五）	水落迫（六一六一）	水落迫（六一九二）	下切（六二三一）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	川筋（五八〇一）	信山地（三四五）	水落迫（六一六一）	水落迫（六一九二）	下切（六二三一）
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	区域の名称	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）
土砂災害警戒区域	区域の名称	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）
土砂災害警戒区域	区域の名称	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）
土砂災害警戒区域	区域の名称	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）	松原川（五〇四九）	松原北川（五〇五〇）